

日本小脳学会 会則

第1条 本会は日本小脳学会 (Japanese Society for Cerebellum and its Disorders) と称する。

第2条 本会は小脳およびその疾患・障害に関わる基礎的及び臨床的研究と教育の発展を図り、併せてその成果を社会へ還元することを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本小脳学会「年次学術集会」および「総会」の開催
- (2) その他、本会の目的に必要な調査、研究、教育、診療、福祉、介護あるいは啓発活動など

第4条 本会の正会員は、前条の目的にかなった活動を行う研究者、医師、医療者、福祉担当者、市民であつて、評議員会によって承認されたものとする。会員は会費納入の義務を負う。
本会の運営に功績があり、理事会から推薦され、評議員会で承認された者は功労会員となる。

第5条 役員(評議員、理事、理事長、監事、顧問及び会長)

1. 評議員は理事会により正会員より選出される。
評議員は、本会の運営につき審議する。
2. 理事は評議員の中より若干名選出される。
理事は、本会の運営に当たる。
3. 理事の互選により理事長を選出する。
理事長は、理事会を統括し、学会を代表する。
4. 会計監査のため、評議員の中より2名の監事を任命する。
監事は理事を兼ねない。
5. 助言者として若干名の顧問をおくことができる。
6. 評議員、理事、理事長、監事及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
7. 会長1名を評議員の中から選ぶ。
会長の任期は1年とし、「年次学術集会」および「総会」を担当する。
会長は「評議員会」及び「総会」を招集する。
8. 本会の役員には定年を設ける。
定年は当面の間、満70歳になった日時の年度の終了までとする。

第6条 会議（理事会、評議員会、総会）は、それぞれ以下の事項を担当する。

1. 理事会は委任状を含め半数以上の理事の出席をもって成立する。
理事会は学会運営のために次の事項を立案し、これを実施する。
 - (1) 日本小脳学会「年次学術集会」および「総会」の開催
 - (2) 会員の入会と退会
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、委員会の設置など本会の目的に必要な調査・研究・教育などの事業
 - (6) 次年度予算と前年度決算

2. 評議員会は委任状を含め半数以上の評議員の出席をもって成立する。
評議員会は理事会が立案した次の事項の審議をする。
 - (1) 日本小脳学会「年次学術集会」および「総会」の開催
 - (2) 会員の入会と退会
 - (3) 理事会の選出した役員の承認
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、本会の目的に必要な調査・研究・教育などの事業
 - (6) 次年度予算と前年度決算

3. 正会員は総会において評議員会での審議結果の報告を受け、意見を述べることができる。

第7条 本会の事務局は、評議員会の指定するところにおく。

- 第8条
1. 本会の経費は会費その他をもって充てる。
 2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。
 3. 会員は年度初めまでに当該年度の会費を納入するものとする。
 4. 本会の毎会計年度収支決算はその前年度終了後監査を受け、評議員会の承認に付するものとする。

附則1 本会の事務局は、当分の間、国立精神・神経医療研究センターにおく。

附則2 本会則は2021(令和3)年4月1日から実施する。

附則3 本会の会費は当面は徴収せず、理事会での決定後に開始する。そのときは以下の年額を参考とする。

【会費】

正会員	5,000 円
学生会員	0 円 (学部学生、大学院生)
功労会員	0 円 (学術集会への参加費は別)
法人会員	(一口) 50,000 円 ※一口以上
評議員	7,000 円
理事・監事	10,000 円
顧問	0 円 (学術集会への参加費は別)